



基発第0421003号

平成20年4月21日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

「労災療養援護金支給要綱」の一部改正について

労災療養援護金については、平成19年2月6日付け基発第0206001号「温泉保養等の廃止について」の別添3「労災療養援護金支給要綱」（以下「要綱」という。）をもって実施しているところであるが、今般、要綱を下記のとおり改正し、本年4月1日に行われた療養及び介護に係るものから適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 要綱の3（1）の表中「区分」イの「額」の「56,710円」を「56,930円」に改める。
- 2 要綱の3（4）中「56,710円」を「56,930円」に、「104,590円」を「104,960円」に改める。
- 3 要綱の5（1）中「（目）福祉施設給付金」を「（目）労災援護給付金」に改める。
- 4 要綱の7中「平成19年」を「平成20年」に改める。